

# 資料編



## 1 戸田市都市マスタープランの改定履歴

戸田市都市マスタープランの策定、改定履歴は次に示すとおりです。

策定・改定期間	名称及び改定内容
平成7年度 から10年度	戸田市都市マスタープランの策定 (平成10年11月)
平成21年度 から24年度	第2次戸田市都市マスタープランの策定 (平成24年11月)  【策定理由】 ・計画期間の中間年付近における計画の見直し ・改定された上位計画との整合確保 ・工場跡地等の土地利用転換への対応 ・社会経済状況の変化への対応
平成29年度 から30年度	第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）の策定 (平成30年12月)  【改定理由】 ・社会情勢の変化への対応 ・土地利用の変化への対応 ・改定された上位計画との整合確保 ・立地適正化計画の制度化への対応

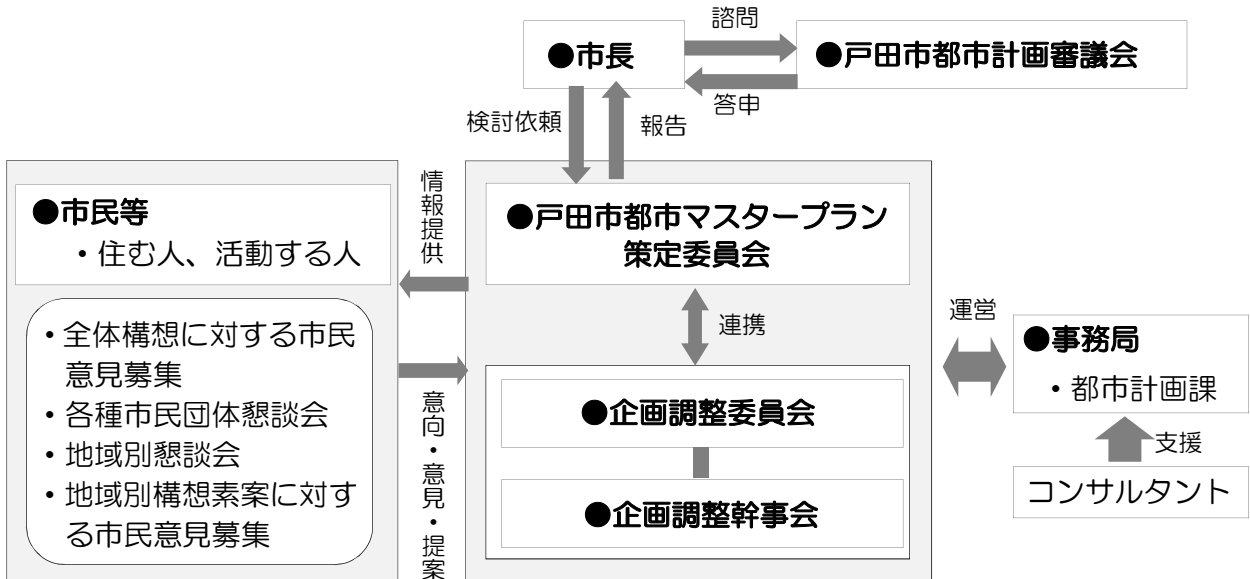
## 2 戸田市都市マスタープランの策定及び改定の経過

### (1) 戸田市都市マスタープラン

都市マスタープランの策定にあたっては戸田市都市マスタープラン策定委員会を中心に、各種市民団体との懇談会や地域別懇談会を開催しながら、広く市民のみなさんからのご意見を伺いながら戸田市都市マスタープランをとりまとめました。

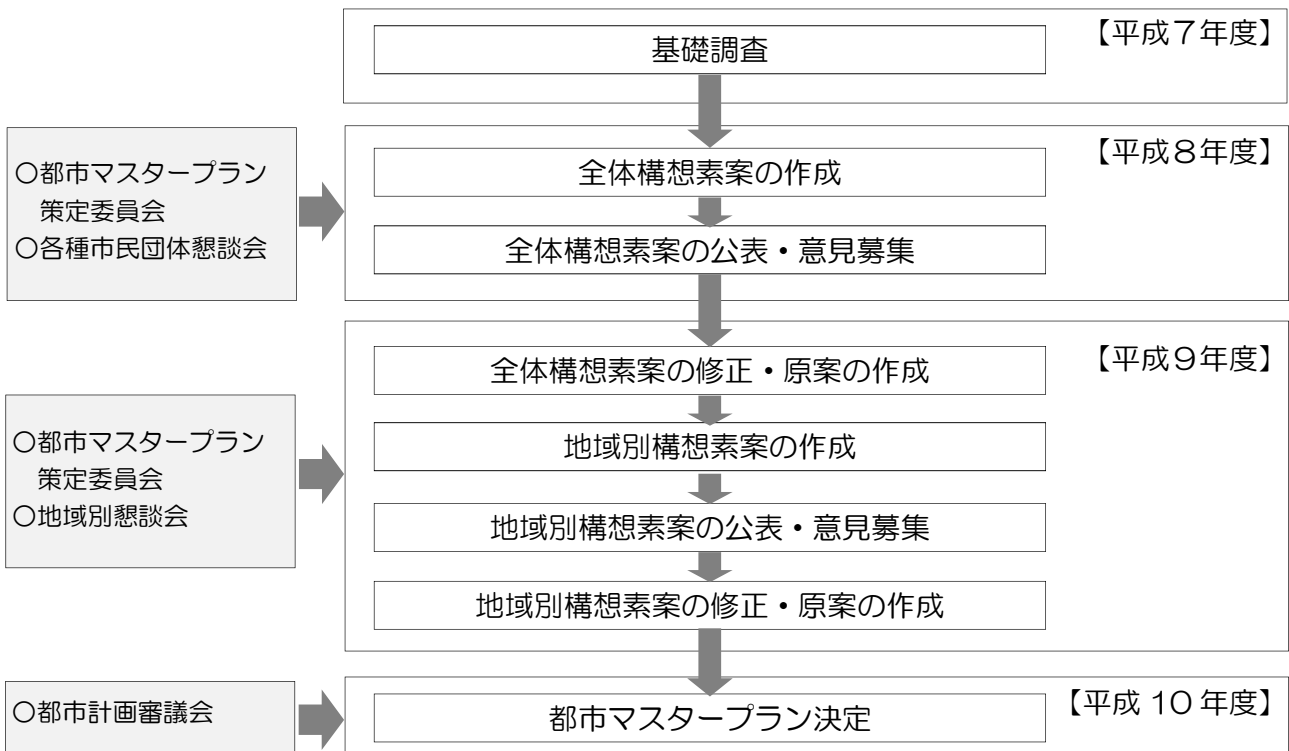
#### 1) 検討体制

戸田市都市マスタープラン検討体制



#### 2) 検討経過

都市マスタープランの策定手順と経過

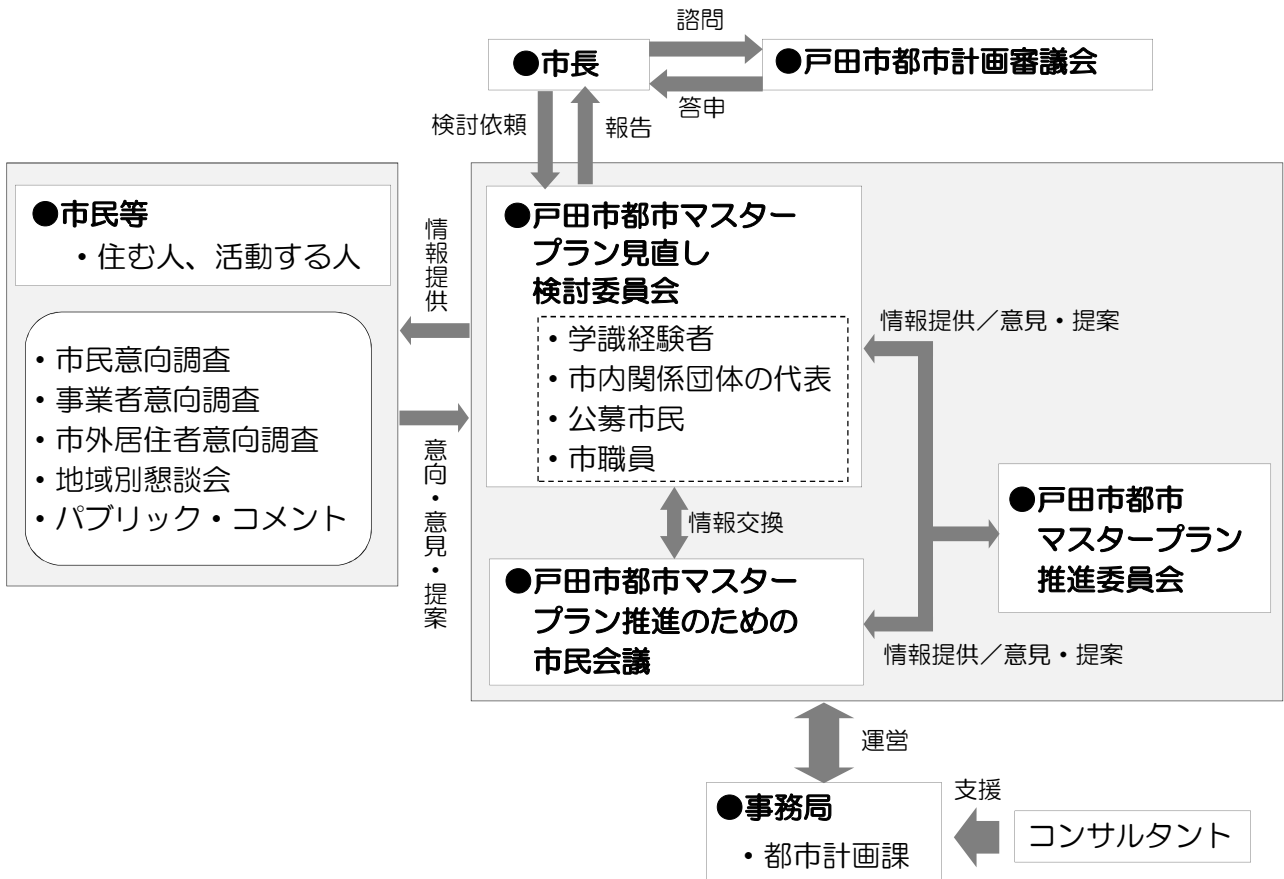


## (2) 第2次戸田市都市マスタープラン

都市マスタープランの見直しにあたっては、広く市民のみなさんからのご意見を聴くため、市民アンケート、地域別懇談会、パブリック・コメントを行ったほか、戸田市都市マスタープラン推進のための市民会議や戸田市都市マスタープラン推進委員会を開催し、ご意見を伺うとともに、市民、学識経験者、市民関係団体の代表及び庁内部長級職員で構成する戸田市都市マスタープラン見直し検討委員会を設置し、同委員会が中心的となり、第2次戸田市都市マスタープランをとりまとめました。

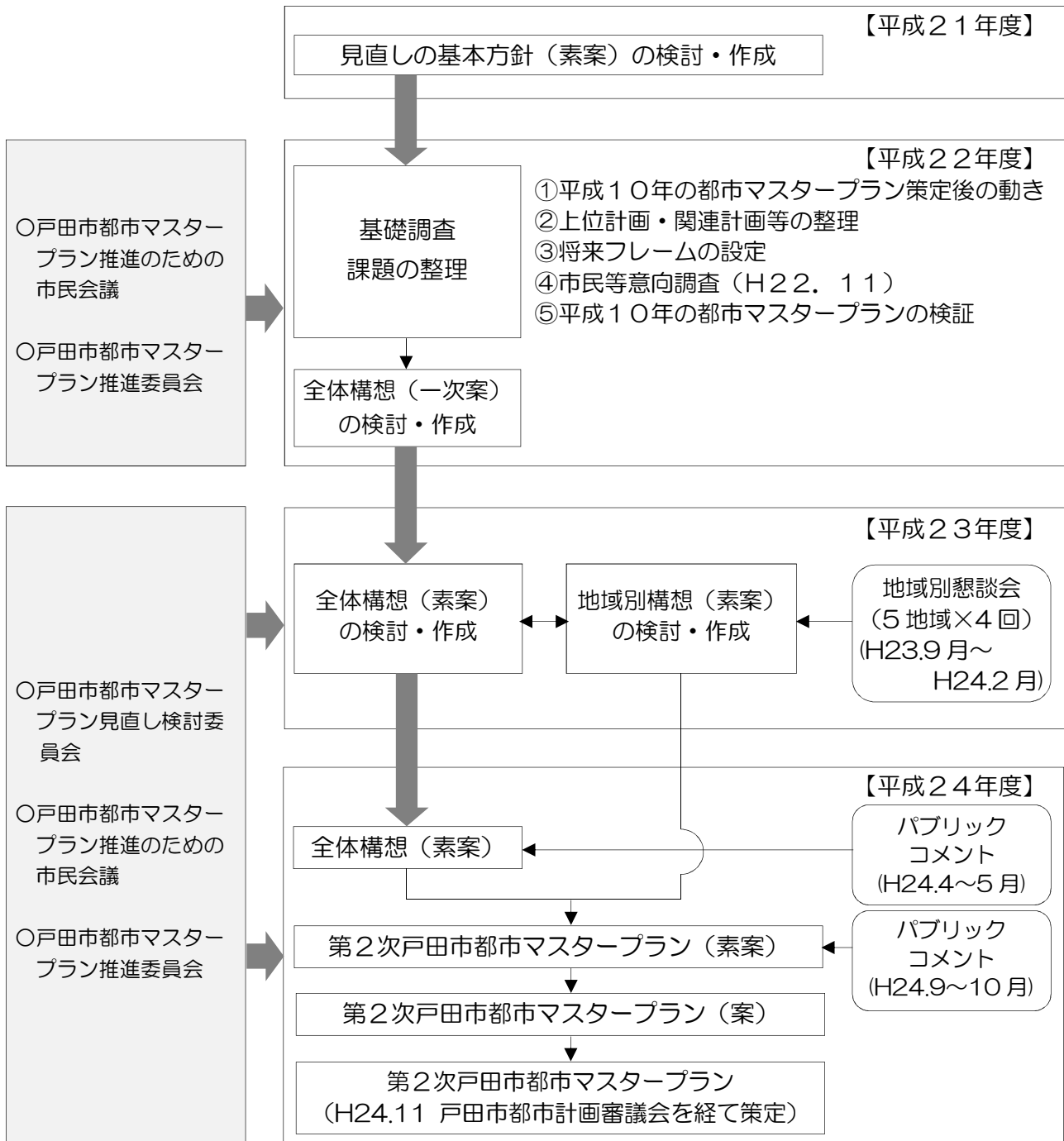
### 1) 検討体制

第2次戸田市都市マスタープラン検討体制



## 2) 検討経過

### 第2次戸田市都市マスタープラン検討経過



### 3) 市民参加の概要

#### ①市民意向調査

都市マスタープランの見直しにあたっては、広く市民等の意見を反映するため、アンケート調査を行いました。

	市民アンケート	事業所アンケート	市外居住者アンケート
対象者	市内在住満 20 歳以上 (H22/9/1 現在)の男女	製造業を中心とする事業所	事業所アンケートの対象となった事業所のうち、従業員 20 名以上の事業所の従業員
調査数	2,500 人	232 社	1,000 人
調査方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収	事業者より市外から通勤する方へ直接配布・郵送回収
調査期間	H22/11/5(金) ～11/25(木)	H22/11/5(金) ～11/25(木)	H22/11/5(金) ～11/25(木)
回収数	885 票	123 票	286 票
回収率	35.6%	53.9%	28.6%

#### ②地域別懇談会

地域別構想の検討にあたっては、市内を5地域に分け、各地域の町会・自治会からの代表者、公募市民及び市民モニターで構成される各地域の地域別懇談会を行い、地域の課題の把握やご意見等を伺いました。

	主な内容	下戸田地区	上戸田地区	新曽地区	笹目地区	美女木地区
第1回	○地域の良い所・改善したい所について	H23/ 9/23(金)	H23/ 10/1(土)	H23/ 10/2(日)	H23/ 9/24(土)	H23/ 10/8(土)
第2回	○地域整備の方向性と整備方針について	H23/ 10/29(土)	H23/ 10/29(土)	H23/ 11/3(木)	H23/ 11/5(土)	H23/ 11/6(日)
第3回	○地域の将来都市像及び整備の基本方針について	H23/ 11/27(日)	H23/ 11/27(日)	H23/ 12/18(日)	H23/ 11/26(土)	H23/ 12/17(土)
第4回	○地域の将来の都市づくりの目標について	H24/ 2/14(火)	H24/ 2/8(水)	H24/ 2/13(月)	H24/ 2/15(水)	H24/ 2/17(金)

#### ③パブリック・コメント

都市マスタープランの見直しにあたっては、広く市民等の意見を反映するため、パブリック・コメントを2回行いました。

案件名	(仮称) 第2次戸田市都市マスタープラン 全体構想(素案)	第2次戸田市都市マスタープラン(素案)
対象者	市内に在住、在勤する者等	
実施方法	案件を都市計画課、市政情報室、各福祉センター、コンパル、戸田公園駅前行政センター及びホームページ上で公開し、意見募集。	
実施期間	H24/4/11(水)～5/11(金)	H24/9/5(水)～10/5(金)
意見数	2名の方から計6件の意見	1名の方から6件の意見

#### 4) 都市マスタープラン見直し検討委員会・推進委員会・推進のための市民会議

##### ①都市マスタープラン見直し検討委員会

都市マスタープラン見直し検討委員会は、都市マスタープランの見直しを行うため、学識経験者 3人、市内関係団体の代表6人、公募市民3人、市職員5人で構成される組織です。

	開催日	主な内容
第1回	H23年 8月 3日(水)	○戸田市都市マスタープランの見直しについて
第2回	H23年 8月 29日(月)	○都市の将来像について
第3回	H23年 10月 26日(水)	○都市整備の方針について
第4回	H23年 12月 19日(月)	○都市整備の方針について ○戸田市都市マスタープラン全体構想及び実現化方策の素案について
第5回	H24年 2月 20日(月)	○戸田市都市マスタープラン全体構想及び実現化方策の素案について
第6回	H24年 6月 27日(水)	○全体構想(素案)に係るパブリック・コメントの結果について(報告) ○(仮称)第2次戸田市都市マスタープラン【素案】について
第7回	H24年 8月 8日(水)	○(仮称)第2次戸田市都市マスタープラン【素案】について
第8回	H24年 10月 16日(火)	○パブリック・コメントの結果について(報告) ○第2次戸田市都市マスタープラン【素案】について

##### ②戸田市都市マスタープラン推進委員会

戸田市都市マスタープラン推進委員会は、戸田市都市マスタープランの実現化に向けた推進を図るため、施策に係る課における課長級の市職員で構成される組織です。

		開催日	主な内容
H22年度	第3回	10月 15日(金)	○戸田市都市マスタープラン見直しにあたっての取り組み方針(案)について ○市民アンケート調査について ○戸田市都市マスタープラン推進計画(事業進行管理編)内容修正及び中期事業評価について
	第4回	12月 17日(金)	○戸田市都市マスタープラン全体構想の課題等について
	第5回	2月 18日(金)	○戸田市都市マスタープラン推進計画(事業進行管理編)の内容修正及び中期事業評価について(報告) ○戸田市都市マスタープラン全体構想(一次案)について
H23年度	第1回	6月 29日(水)	○戸田市都市マスタープラン全体構想(一次案)について(報告) ○戸田市都市マスタープラン見直しのスケジュールについて
	第2回	8月 24日(水)	○戸田市都市マスタープラン全体構想の見直しについて
	第3回	10月 18日(火)	○戸田市都市マスタープラン全体構想の見直し及び地域別懇談会の報告について ○戸田市都市マスタープラン推進計画(事業進行管理編)について
	第4回	2月 17日(金)	○戸田市都市マスタープラン全体構想及び実現化方策の素案について ○戸田市都市マスタープラン推進計画(事業進行管理編)の内容修正について



### ③戸田市都市マスタープラン推進のための市民会議

戸田市都市マスタープラン推進のための市民会議は、戸田市都市マスタープランの事業推進、推進計画に関すること、その他都市マスタープランの推進に関し必要な事項を所掌する、公募による市民15人、地域づくり活動等を行う者10名で構成される組織です。

		開催日	主な内容
第5期	第1回	H21年11月16日(月)	○戸田市都市マスタープランの概要説明
	第2回	H22年1月28日(木)	○戸田市都市マスタープランの見直しの考え方について ○現在の戸田市都市マスタープランにない新たな視点でのテーマについて①
	第3回	H22年3月24日(水)	○現在の戸田市都市マスタープランにない新たな視点でのテーマについて②
	第4回	H22年6月29日(火)	○戸田市都市マスタープラン見直しの基本方針(市素案)について(報告)
	第5回	H22年8月26日(木)	○低炭素都市づくりについて②
	第6回	H22年9月30日(木)	○低炭素都市づくりについて③ ○コンパクトな都市づくりについて①
	第7回	H22年11月8日(月)	○コンパクトな都市づくりについて②
	第8回	H22年12月16日(木)	○コンパクトな都市づくりについて③ ○安全・安心な都市づくりについて①
	第9回	H23年1月21日(金)	○安全・安心な都市づくりについて②
	第10回	H23年2月28日(月)	○安全・安心な都市づくりについて③ ○これまでの「あらたな視点の検討」等のまとめ①
	第11回	H23年6月29日(水)	○戸田市都市マスタープラン全体構想(一次案)の概要について
	第12回	H23年8月30日(火)	○全体構想(素案)について(その1)
	第13回	H23年10月18日(火)	○全体構想(素案)について(その2)
第6期	第1回	H23年12月20日(火)	○「戸田市都市マスタープラン」の概要説明について
	第2回	H24年3月26日(月)	○(仮称)第2次戸田市都市マスタープラン全体構想(素案)について(報告)
	第3回	H24年8月23日(木)	○(仮称)第2次戸田市都市マスタープラン(素案)のパブリック・コメントについて(報告)
	第5回	H24年11月5日(月)	○第2次戸田市都市マスタープラン(案)について(報告)

※戸田市都市マスタープランの見直しに関する内容があったもののみ記載

### 5) 戸田市都市計画審議会

戸田市都市計画審議会は、「戸田市都市計画審議会条例」に基づき、学識経験者3名、市議会議員5名、関係行政機関等の代表者及び市民5名で構成される組織です。

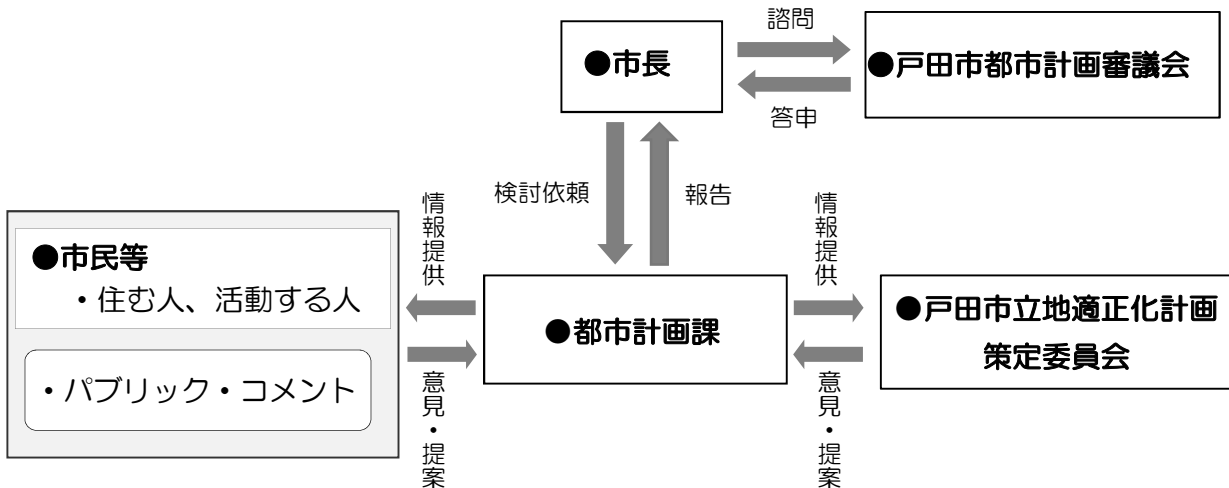
		開催日	内容
H24年度	第2回	11月16日(金)	○第2次戸田市都市マスタープランの策定について

### (3) 第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）

#### 1) 改定の検討体制

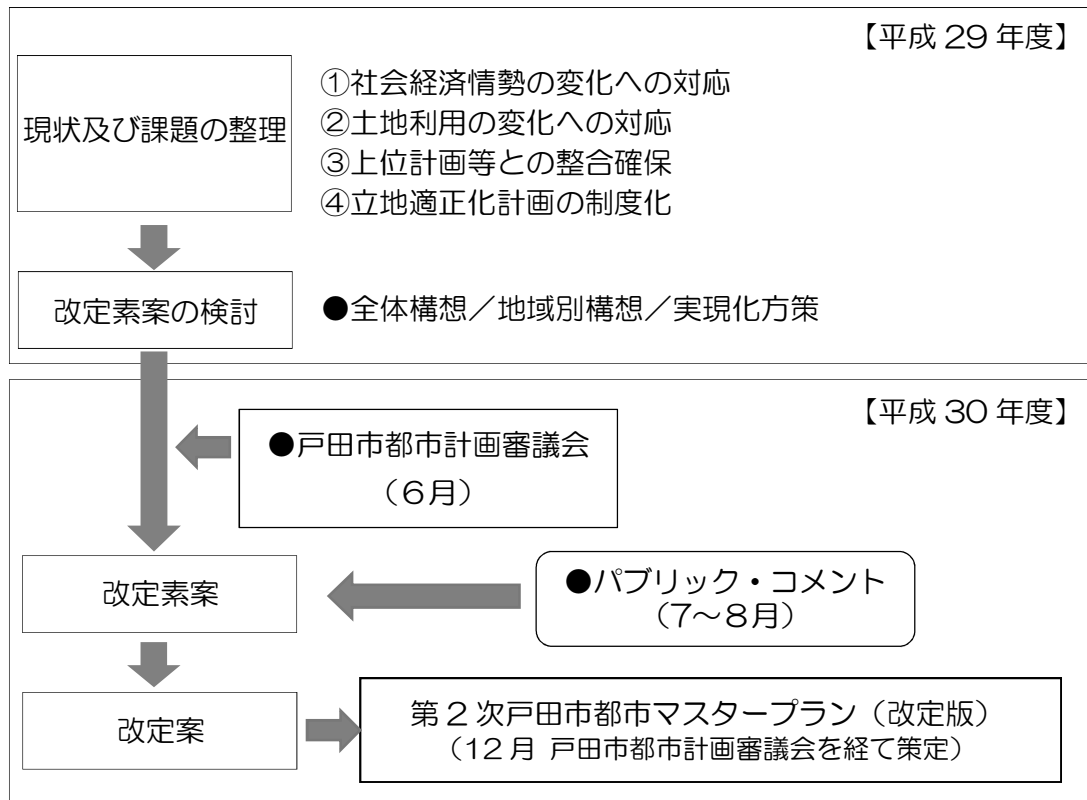
都市マスタープランの改定にあたっては、広く市民のみなさんからご意見を聴くため、パブリック・コメントを行ったほか、平行して策定作業を進めていた戸田市立地適正化計画との整合を図るため、学識経験者、公募市民、町会連合会代表者、関係行政機関等代表者から構成される戸田市立地適正化計画策定委員会からの意見を踏まえ、第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）をとりまとめました。

第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）の検討体制



#### 2) 改定の検討経過

第2次戸田市都市マスタープラン検討経過



### 3) パブリック・コメントの概要

都市マスタープランの改定にあたっては、広く市民等の意見を反映するため、パブリック・コメントを行いました。

案件名	第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）素案
対象者	市内に在住、在勤する者 等
実施方法	案件を都市計画課、市政情報室、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館（さくらパル）、上戸田地域交流センター及びホームページ上で公開し、意見募集。
実施期間	平成30年7月23日（月）から8月21日（火）まで
意見数	1名の方から1件の意見

### 4) 戸田市都市計画審議会

戸田市都市計画審議会は、「戸田市都市計画審議会条例」に基づき、学識経験者3名、市議会議員5名、関係行政機関等の代表者及び市民5名で構成される組織です。

		開催日	内容
平成30年度	第1回	6月28日（木）	○第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）素案に係るパブリック・コメントの実施について
	第2回	10月18日（木）	○第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）の策定について

### 3 用語解説

【ページ番号について】用語がはじめて本文中に記載されたページのみを記載しています。

#### ～あ行～

##### 荒川将来像計画 (52頁)

戸田市を含む荒川下流部の沿川2市7区や国土交通省荒川下流河川事務所より構成される「荒川の将来を考える協議会」が、荒川をより魅力的な川とするため、川づくりのあるべき姿やそれらを実現するための取組をとりまとめた計画のことで。

##### 一時避難場所 (60頁)

緊急避難場所や避難所へ避難する前段階として、一時的に避難する場所です。小規模な近隣公園等が該当します。

##### 延焼遮断帯 (33頁)

市街地火災の拡大を防止し、焼失被害を一定の範囲内に収めるため、都市内に一定の幅員を持つ都市計画道路、河川、鉄道など、延焼の遮断を期待し得る施設等のことで。

##### オープンスペース (51頁)

建築物等が建築されていない土地、水面等の空間のことで。

##### 屋外広告物 (59頁)

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板や広告塔、広告板等のことで。

#### ～か行～

##### 課税標準額 (34頁)

税率を掛けて税額を算出する基となる額のことで。

##### 環境空間 (28頁)

地域の環境を保全するため、新幹線及び埼京線の両側に確保された緩衝地帯のことで。

##### 緩衝緑地 (51頁)

都市計画で、公害や災害の防止を目的として、公害・災害の発生源となる地域と一般の市街地とを分離遮断するために設けられる緑地のことで。

##### 緊急一時避難場所 (60頁)

荒川のはん濫により、市全域が浸水する事態になったときに、上層階へ緊急的に避難できる施設です。荒川水循環センター上部公園、大型商業施設、高層マンション、事業所等が該当します。

##### 緊急避難場所 (60頁)

洪水、崖崩れ、地震、大規模な火事、内水はん濫等による災害発生のおそれがない区域内に立地し、災害に対して安全な構造で、避難上有効なスペースがある施設等が指定されています。

##### 景観重要建造物・景観重要樹木 (59頁)

地域の歴史を伝える建造物や樹木、又は、新しい建造物や新たに植栽された樹木で、地域のランドマークとなるもの等について、景観法に基づいて市が指定するものです。

##### 景観づくり協議会 (106頁)

戸田市都市景観条例に基づいて市長が認定する組織で、景観形成を推進する必要があると考える地区住民によって設立され、地区の区域及び景観形成のルール作り等を行う組織のことで。

##### 公共・公益施設 (68頁)

公共施設（公立学校、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川）と公益施設（電気、ガス、病院、鉄道など、市民生活に欠かせないサービスを提供する施設）の総称です。

高次都市機能 (39頁)

都市が持つ様々な機能のうち、商業・業務・教育・医療機能など、日常生活を営む圏域を越えた広範な地域を対象にした質の高い都市的サービスを提供する機能のことです。

交通結節点 (39頁)

異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗換え・乗り継ぎ施設のことです。具体的には鉄道駅やバスターミナルの自由通路や階段、駅前広場、バス交通広場、歩道等があげられます。

コミュニティ (36頁)

目的や趣向を同じくする人々の集団のことです。一般的には、町会、自治会等の地縁に基づく集団を指すことが多くなっています。

コミュニティバス (27頁)

市町村等の自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのことです。

～さ行～

災害対応拠点 (60頁)

震災に備え、臨時ヘリポート、備蓄倉庫、物資集積場、トラック等の駐車スペース等を有する拠点のことです。災害発生後の避難、救援、復旧、復興時の活動を支援する広域的な災害対応拠点を戸田市都市計画防災方針では位置づけています。

再生可能エネルギー (53頁)

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、地中熱など、利用しても地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しない、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギーのことです。

埼玉県住生活基本計画 (55頁)

平成18年6月に施行された住生活基本法に基づき、埼玉県の住宅政策を展開する上で、基

本となる計画のことです。

市街地開発事業 (87頁)

地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め、地域の状況に応じた整備手法により、道路、公園等の都市施設を含めた多面的な整備を行うことで良好な市街地を形成する事業のことです。土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業等が該当します。

市街地再開発事業 (15頁)

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために行う建築物及び建築敷地の整備や公共施設の整備に関する事業等のことです。

住生活基本法 (55頁)

国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として平成18年6月に制定された法律のことです。

住宅市街地総合整備事業 (15頁)

既に市街地となっている地域で、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業のことです。

住宅ストック (55頁)

ある一時点におけるすべての住宅の数のことです。

小規模宅地の特例 (34頁)

住宅用地のうち200㎡以下の部分の課税標準額は、固定資産税では6分の1、都市計画税では3分の1に軽減されます。

職住近接 (70頁)

職場と住居とが近くにあることです。

準用河川 (52頁)

一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定した河川のことです。

親水護岸 (71頁)

護岸としての機能を持ちつつ、人が水辺で楽しめるように配慮された護岸のことです。

スプロール市街地 (87頁)

市街地が郊外に拡大するにあたって、虫食いの開発されたため、無秩序な状態となった市街地のことを指します。

生活利便施設 (21頁)

食料品や日用品を販売する店舗や飲食店のほか、医療施設、銀行や郵便局、理髪店、学習塾など、日常生活に必要なサービス施設のことを指します。

生産緑地地区 (18頁)

都市計画法による地域地区の一つで、生産緑地法に基づいて市が定める区域のことです。

生態系護岸 (71頁)

護岸としての機能を持ちつつ、多様な生物が生息できるように配慮された護岸のことです。

生物多様性 (51頁)

様々な生物が生息する「生態系の多様性」、動植物から細菌等の微生物にいたる「種の多様性」及び同じ種でも異なる遺伝子を持つことで、形、模様等が違う「遺伝子の多様性」の総称のことです。

世帯人員 (9頁)

同じ世帯に暮らす人数のことです。

～た行～

耐震基準 (新旧) (20頁)

建築基準法で定めている地震の揺れに対して建築物が満たすべき基準のことです。昭和56

年6月1日に定められた新たな基準を新耐震基準、それ以前のを旧耐震基準といいます。

地球温暖化 (102頁)

人間の活動の拡大等により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が上昇し、地表面の温度が上昇する現象のことです。

地区計画 (15頁)

都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建築形態等について、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画のことです。

地区まちづくり協定 (3頁)

戸田市都市まちづくり推進条例に基づいて、地区単位でのまちづくりを進めるにあたって、その地区の将来像やまちづくりの基本方針について地区住民等で定めた地区まちづくり構想を実現するために、住民間で定めたルールのことです。

地区まちづくり推進団体 (106頁)

戸田市都市まちづくり推進条例に基づいて市長が認定する組織で、5名以上の地区住民等で構成される「地区まちづくり活動組織」のうち、その取組が活動地区の地区住民等に周知され、会則や活動区域が明確になっている活動組織のことです。

低炭素都市 (49頁)

地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素等の排出量が少ない都市のことです。

都市型産業 (46頁)

会社として、大きな敷地や建物を必要とせず、都市を市場基盤とする産業のことで、情報やコミュニケーション産業、研究開発型産業、コンテンツ産業等があげられます。

#### 都市計画道路 (24頁)

都市計画法に基づき、ルート、位置、幅員等を定めた都市の基盤となる道路のことです。

#### 都市構造 (3頁)

都市を形づくっている交通ネットワークや土地利用等の物理的な構造で都市空間の骨組みとなるもののことです。

#### 都市再生特別措置法 (5頁)

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化、都市の居住環境の向上及び都市の防災に関する機能の確保を目的に平成14年に制定された法律のことです。平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が位置づけられています。

#### 都市軸 (41頁)

都市を構成する上で、骨格となる主要な道路のことです。

#### 戸田ヶ原自然再生事業 (52頁)

戸田のふるさとの原風景である戸田ヶ原が、サクラソウを代表とする草花が彩り、多くの野生の生き物が生息・生育する湿地として再生するよう、2007年から取り組んでいる事業のことです。

#### 戸田市都市計画防災方針 (33頁)

大規模地震、洪水及び内水はん濫等の自然災害に対して、想定される災害への対策とともに、想定される以上の災害への予防的な対応も踏まえ、市民等がより安全に暮らせる都市づくりのための方針のことです。

#### 戸田市都市景観条例 (55頁)

良好な都市の景観形成を推進するため、景観法の施行及び定めがない事項に関し、必要な事項を定めることにより、美しい都市づくりを推進し、もって快適な市民生活の実現を図ることを目的とした条例のことです。

#### 戸田市都市まちづくり推進条例 (17頁)

戸田市都市マスタープランに示された計画の実現を目指し、市民が主体となってまちづくりに取り組む上で、市民のまちづくり提案や住民発意による活動を受け止める仕組みに関する基本的な事項を定め、市民・事業者・市の協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とした条例のことです。

#### 土地区画整理事業 (14頁)

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のことです。

#### 土地利用 (3頁)

土地の利用の状態及び仕方、並びに土地の利用の現状を調べ、よりよい利用方法を研究する学問・政策分野のことです。

#### ～な行～

#### 内水 (32頁)

堤内地（堤防で保護された地域）に溜まった流水、雨水等のことです。

#### ～は行～

#### バリアフリー (101頁)

高齢者、障がい者等が社会生活をしていく上で障害となるものを除去することです。それは、段差等の物理的な障害となるものにとどまらず、社会的・制度的・心理的なものを含むこともあります。

#### 普通河川 (52頁)

一、二級河川又は、準用河川に指定されておらず、河川法が適用されない河川のことです。

#### 防火及び準防火地域 (60頁)

都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる地域のことです。

## 防災活動拠点 (60頁)

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うための施設で、ヘリコプター飛行場外離着陸場、備蓄倉庫、物資集積場、トラック等の駐車スペース、緊急船着場が整備すべき施設として位置づけられています。

## ～ま行～

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 (9頁)

人口減少と地域経済の縮小という課題に対応するため、まち・ひと・しごと創生法に基づいて市町村が作成する計画のことです。

### 街なみ環境整備事業 (17頁)

住宅の密集や生活道路等の未整備、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善が必要な区域において、道路や公園などの地区施設、住宅、下水道などの生活環境施設の整備などを行う事業のことです。

### 水と緑のネットワーク (35頁)

河川等の水辺空間、公園、緑地、街路樹など、点在する水と緑の空間を連続させることで、生き物を市街地に呼び込み、自然と共生できるまちを創っていく取組のことです。

### 面整備 (14頁)

土地区画整理事業等のように、ある一定の区域を一体的に整備・開発することです。

### モビリティマネジメント (57頁)

一人一人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のことです。

## ～や行～

### ユニバーサルデザイン (49頁)

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう施設や生活環

境をデザインする考え方のことです。

## ～ら行～

### ライフスタイル (35頁)

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方のことです。

### ライフステージ (35頁)

人の一生を年齢等によって区切った、それぞれの段階（幼児期、少年期、青年期、壮年期、中年期、高齢期等）のことです。

### ライフライン (49頁)

電気・水道・ガス・電話など、日常生活に不可欠なインフラ施設のことです。

### 立地適正化計画 (5頁)

持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、都市再生特別措置法に基づいて市町村が必要に応じて策定する計画のことです。都市マスタープランの一部と位置づけられます。